

特定個人情報保護評価（再実施分）の結果について（案）

1 対象事務

個人住民税に関する事務（全項目評価）

2 保護評価の再実施の経過

28年 7月13日	企画総務委員会報告
8月5日	保護評価書（素案）区民意見募集（8月5日～9月5日）
10月17日	第三者点検（目黒区情報公開・個人情報保護審議会にて実施）

3 区民意見募集結果及び第三者点検結果

区民意見及び第三者点検に基づき評価書（素案）に反映する事項はなかった。

なお、評価書（素案）の記載内容を再点検した結果、庁内連携システムに関する記載を修正した。

（1）区民意見募集結果

資料1のとおり

（2）第三者点検結果

資料2のとおり

4 特定個人情報保護評価結果

区民意見募集結果及び第三者点検結果を含めて、個人住民税に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）（案）とする（資料3）。

5 今後の予定

11月下旬	保護評価書の決定、特定個人情報保護委員会への報告、公表
-------	-----------------------------

以 上

資料 1

特定個人情報保護評価書素案（個人住民税に関する事務。再実施分）に対する区民意見募集 実施結果

1 受付期間

平成28年8月5日（金）から平成28年9月5日（月）まで

2 周知方法

(1) めぐる区報（8月5日号）

(2) 目黒区公式ホームページ

(3) 次の窓口等における閲覧及び配布

総合庁舎1階区政情報コーナー・2階税務課、

地区サービス事務所（東部地区を除く）、行政サービス窓口、住区センター、図書館

3 提出数

	個人	団体	議会	計
提出者数			1	1
意見数			3	3

	個人	団体	議会	計
書面				
FAX				
メール			1	1

4 検討結果一覧

対応区分	検討結果（対応策）	意見数
A	意見の趣旨を踏まえて評価書（素案）を修正する	
B	意見の趣旨は評価書（素案）で取り上げており、趣旨に沿って取り組む	
C	意見の趣旨は評価書には取り上げないが、今後の事務実施等の中で趣旨を踏まえて努力する	
D	意見の趣旨は評価書には取り上げないが、今後の検討・研究の課題とする	
E	意見の趣旨に沿うことは困難である	2
F	関係機関・団体に、意見の趣旨に係る対応を依頼する	
G	関係機関・団体に、意見の趣旨を伝達する	
H	その他	1
	計	3

区民意見募集結果

整理 番号	枝 番号	提出者 区分	種別	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）	担当 所管	通し 番号
1	1	議会	メール	マイナンバーカードを希望者に発行するシステムの障害や不具合が相次いでいる。住民の大切な個人情報を扱う仕組み自体が不安定であり、制度の凍結・中止、廃止を含めた見直しこそ必要である。	E	平成28年1月中旬以降に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）のシステムに障害が生じ、各区市町村におけるマイナンバーカードの交付事務に影響を与える事象が発生しましたが、機構が対応した結果、現在は安定的に稼働しています。今後とも、安定的に稼働するよう国、機構に要望していきます。 マイナンバー制度は、番号法を始めとする関係法令の規定に基づき特定個人情報の利用範囲を限定するなど、厳格な保護措置を定めており、引き続き区として制度の適正な運用を図っていきます。	政策企画課 広報課	1
1	2	議会	メール	全国的に数千億円が投じられたシステムが本格運用した途端に不調になったことは、構造的な欠陥すら疑われる問題である。システムの不具合が起きるたびに、際限なく税金を投入する事態になりかねず、制度の見直しは必要である。	E	マイナンバーカードに関わるシステムの不具合については、地方公共団体情報システム機構において、障害の原因・背景や再発防止策を6月に公表しているところであり、現在当該不具合は解消しています。 その中では、関連システムの総点検も掲げられ、今後その結果は公表されるものと認識しています。 また、8月には全国市長会、全国知事会、全国町村長会から、国に対して、情報連携が円滑に行われるよう、財政面も含めて、国が責任をもって対応するよう要望しているところです。	戸籍住民課	2
1	3	議会	メール	これまで、基幹システム（住民記録、税務、国民健康保険等）の情報と、保健・福祉、介護保険、保育・子育て関連などの個別システムの保有情報を個人情報のもとに集約するときに、作業中の入力ミスや情報漏えいなどはなかったのか。	H	基幹系システムと個別システムとの情報連携については、ネットワークで接続するなど、人的ミスが発生しない仕組みとなっているため、情報連携の際の入力ミスや情報漏えいは発生していません。また、今後実施する中間サーバーへの情報登録におきましても、同様に厳格なセキュリティ対策を講じていきます。	情報課	3

対応区分

- A 意見の趣旨を踏まえて評価書（素案）を修正する
- B 意見の趣旨は評価書（素案）で取り上げており、趣旨に沿って取り組む
- C 意見の趣旨は評価書には取り上げないが、今後の事務実施等の中で趣旨を踏まえて努力する
- D 意見の趣旨は評価書には取り上げないが、今後の検討・研究の課題とする
- E 意見の趣旨に沿うことは困難である
- F 関係機関・団体に、意見の趣旨に係る対応を依頼する
- G 関係機関・団体に、意見の趣旨を伝達する
- H その他

特定個人情報保護評価書第三者点検結果（素案からの追加・変更点）

- 1 区民意見募集、第三者点検での意見等の評価書への反映
特になし

- 2 評価書素案の内容を再点検した結果による修正（ _____ は、変更部分）

頁	項目	変更後	変更前	変更理由
3 ～ 5	I 基本情報 2 特定個人情報ファイル を扱う業務におい て使用するシステム 「システム1～5」 ③他のシステムとの接続	「庁内連携システム」 の「○」を削除	「庁内連携システム」 に「○」	評価書記載の「システ ム1」～「システム5」 については、庁内連携 システム（共通連携基 盤）を介さず、直接連 携するため

- 3 区民意見募集、第三者点検の実施状況を反映

58 頁	VI 評価実施手続	
	2. 国民・住民等からの意見の聴取	
	①方法	実施に当たっては、区報に実施についての記事を掲載するとともに、区公式ホームページ及び総合庁舎その他区有施設39か所において評価書及び評価書に係る資料を公開し、広く区民等の意見を求めた。
	②実施日・期間	平成28年8月5日から平成28年9月5日まで
	③期間を短縮する 特段の理由	期間短縮なし
	④主な意見の内容	・マイナンバーカードの発行においてシステム障害が相次ぐなど、制度の仕組みが不安定なため見直しが必要である。
	⑤評価書への反映	追記及び記載の変更は行わない。なお、全ての意見に対する検討結果は公式ホームページ等で公表する。
	3. 第三者点検	
	①実施日	平成28年10月17日
	②方法	目黒区情報公開・個人情報保護審議会において点検を行う。
	③結果	平成29年度から個人番号を記載して通知することとなる、給与所得からの特別徴収税額通知書の送付方法に関すること、特定個人情報の取り扱いやセキュリティ対策などについて質疑があった。 税額通知書の送付方法については地方税法の規定に沿って適切に行うこと、特定個人情報の取り扱いについてはリスク管理も含めて細心の注意を払っていくことを説明した。 そのほか、番号制度全般等に関する質疑があった。